峡北地区最終処分場整備検討委員会議事録

日 時:平成17年10月14日(金) 午後3時30分~5時30分

場 所:北巨摩合同庁舎 1階 101会議室

出席者: 委員

韮崎市長 小野修一(会長・議長)

韮崎市委員 藤森儀文 北杜市長 白倉政司 北村市委員 篠原眞清 北杜市委員 福田紘 小淵沢町長 中山腎一 小淵沢町委員 茅野光一郎 小淵沢町委員 伊藤 武 峡北地域振興局企画振興部長 石川泰平

峡北地域振興局林務環境部長 前山堅二森林環境部環境整備課課長 小林 明山梨県環境整備事業団事務局長 石山利男

○専門家

山梨大学名誉教授中村文雄

○コンサルタント

日本工営㈱

県

 森林環境部長
 今村 修

 森林環境部次長
 秋山貴司

 峡北地域振興局長
 新藤 満

峡北地域振興局林務環境部次長 廣島正憲(司会)

環境整備事業団

副理事長専務理事広瀬正文

配布資料

地区別住民説明会における主なご意見建設候補地選定に係る意見書

<会長あいさつ>

前回の検討委員会では、明野町全戸を対象にした地区別説明会の状況を報告してもらい、専門家の意見やコンサルタントからの総合評価について説明を受け、4箇所について意見交換を行い、理解を深めていただきました。また、前回実施できなかった浅尾地区の説明会を行った上で、建設候補地について、意見集約を行っていくことが確認されました。

先般、改めて行われた浅尾地区での説明会は、一部住民の騒ぎがありましたが、説明を聞きたいという住民も多数おり、質疑応答は活発に行われたと聞いています。県がこれまで行ってきた地区別説明会では、多くの方々から様々な意見等をいただいたわけですが、明野処分場の問題解決に向け、今後も住民の理解を得るための努力を続けていただきたいと思います。

本日は、浅尾地区における説明会の状況を報告してもらうとともに、委員の皆様方から建設候補地の選定についての意見を伺う中で、意見集約を

行っていきたいと思います。今後とも、明野処分場問題の解決に向け、皆様の更なるご理解とご協力をお願いします。

< 森林環境部長あいさつ >

前回の検討委員会において、9月15日に実施できなかった浅尾地区への説明会につき更なる理解を得ていくべきという意見をいただいたことから、説明を聞きたいという地元の方々の要望に応えるため9月26日に改めて説明会を開催しました。

説明会では、冒頭から一部住民による妨害行為があり、一時騒然としましたが、これまでの検討状況や施設の安全性などについて説明を進めることがで多くの皆様から様々な意見をいただき、説明会を進めることができました。9月6日からの明野町全戸を対象とした地区別説明会もひととおりない、住民の皆様から様々な意見をいただきました。また、このような中で、私共も誠意を持って対応し多くの方々の理解も得られたと考えておりで、私共も誠意を持って対応し多くの方々の理解も得られたと考えております。こうした中、10月11日には、浅尾地区の臨時総会で反対決議があったということで、知事への要望、要請がなされ、また一方この決議をあられないという30人余りの方から明野処分場の早期整備を求めるという要望をいただいたところです。

県としては、今後とも検討委員会の意見を尊重し、地元の意見なども十分に踏まえ、この問題の解決に向け努力をして参りたいと考えています。 本日は、浅尾地区での説明会の状況を報告し、建設候補地の選定に向けて委員の皆様から意見等を賜りたくよろしくお願いします。

<議長>

前回の検討委員会では、明野町全戸を対象にした地区別説明会の状況の報告や、専門家の意見やコンサルタントからの総合評価等について説明を受け、4箇所について意見交換を行い、理解を深めてもらいました。また、浅尾地区の説明会を、県に実施してもらった上で、建設候補地選定に向けた意見集約を行っていくということが確認されています。

それでは、(1)の「建設候補地について」を議題とします。 まず、県から地区別説明会の状況についての報告をお願いします。

<環境整備課長>

9月15日に中止となった浅尾地区を対象とした説明会につき、改めて開催した9月26日の説明会の状況について、説明。

(資料~地区別説明会における主なご意見)

<議長>

県からの報告に対し、質問、意見等ありましたらお願いします。

< 委員 >

浅尾の2回目の説明会については、県では妨害という表現になるのかもしれませんが、一般的には反対している人達という理解で、私も当日参加しその場のやり取りを聞いていましたのでそこで感じたことを委員会に報告します。従来もそうですが、浅尾の中がまた大変混乱をし始めているということ、もちろん説明会が中止になった事実や場所を変えて支所の2階を使わなければこの説明会ができないということをもってしても、この問題が地域の人達に取って地域を大きく二分する大変な問題になってきたと

考えています。その点だけ一言申し添えます。

< 委員 >

前回一番関係の深い浅尾地区での説明会ができなかったということだったので、何とか努力してその説明会は開いて欲しいと、そして説明会が開かれた状況で判断もしたいと言いましたが、努力があり説明会が開かれたことに敬意を表したいと思います。

その後、反対決議や容認派の動きが出てきていると新聞にありますが、新聞を読んだ範囲では、浅尾地区の中で反対派と容認派が非常に拮抗しているという感じを受けます。そこで、一番関係があり地元議会の代表でもある委員と明野出身の委員に、今現在浅尾はどういう感触なのか、私共は実態がまだ良くつかめないので、一番分かる地元の委員二人にその辺の感じをお聞きしたい。

< 委員 >

地元のことですから報告します。認める認めないという議論がありますが、従来の慣例の中でたま浅尾区の区長が区民の総意に従わずに違いを行い、区長代理の代行により臨時総会が成立しました。これは間違ないことです。浅尾区は133世帯あります。当日参加した方また委任状にことです。当日出席しこの処分場設置に反対の決議を担した方が75世帯。当日出席総会で議決されたことを尊重し、73名に反対の意思を表明し、1名は議決の前に退席、残りの1名は議長であるという意味での容認の方々は、当日途中で退席した方が1名に参加の意味での容認の方々は、県が明野の意向としたが、私は、臨時総会で数の掌握はできません。県が明野の意向としたが、私は、臨時総大参加の方々の意思は明らかでないというのが事実と感じています。

< 委員 >

浅尾の状況がどうなっているかは別として、私は、先般区長代理から「浅 尾区総意のお知らせ」という書留をもらいましたので、整備検討委員会の 皆さんに、この問題について少し話をしたいと思っていました。まず、こ の区長代理からの文書の中には、2項目について決定されたというものが あります。それ以外になお書きで、先程話があった、浅尾区長は個人的事 情により職務を遂行できないとのことで、区長代理が浅尾区の運営の慣例 に則りこれを代行したというように書いてあります。この文書を見た時に、 区長が病気等で入院でもしたかと思い電話をしたところ、昼間は出なかっ たが、夜は出ました。「入院したのではないのか」と聞きましたら「いや、 俺はいるよ」ということだったので、夜お邪魔をしました。そして、「こ の内容の中で、『個人的事情により』とはどういうことだ。一般的には、 病気なり入院なりで、長期ということで代わるということはどこの集落で もしているけれども、いるのになぜだ。」という話をしたら、「この問題に ついては、平成12、13年頃浅尾の中でも若干の混乱があり、現在処分 場の問題は裁判で係争中だから今後の関係についてはこの問題を総会には 諮らないという決議がしてあり、13年以降それぞれの区長はこの問題を 諮らないできた。区長代理からは『いや今回は特別だから開いてくれ』と 言われたが、俺は今までそういう決まりになっているので開かないのだと、

これは個人的理由ではない」という見解をもらいました。ですから、この問題は、今回この席の中でも言わせてもらおうと思ったわけです。

さて、委員からの地域の状況の質問ですが、この問題につきましては、確かに新聞にもいろいろ出ました。反対している皆さんは新聞に出たり、またこういう文書でもらっていますから、それ以外の方に聞いてみたのですが、いずれにしろ、区の総会自体が区長の印鑑もなく、また、区長が病気等でも、区長代理に委任をしたのでもなく、正規のものではないから出席しなかった、というような話をされました。確かに、反対、容認、その中間という人があると思うのですが、その割合は、私にも答えはできない。

先般話をする中で、「俺は意成でも反対でもないと、だけれども、なぜ最初に、下を通っている朝穂堰にもし汚い水が流れた時にどういと思いまるかという県との対応を、明らかにしないのだ」と言われるかと思いた。そこで、私も話をしたのですが、もしそういう水質に異変が起きた時にはどういう対応をするかということを先に考えておくべきというよたはどういう対応をするかということを先に考えておくべきというトにはどういう対応をするかというも、確か一番最初の時のコメントにあったと思いますし、また、処分場の安全対策検討委員会で答申を受けたのが確か10年3月だと思いますが、その時の要件の3条件の中にもその問題については環境保全対策というものを結ぶべきと言われており、それらは間違いなくやるという話は、中立という人にはしたところです。

そんな状況で、よく言われることですが、行政は段階を踏んでそこへ進んで来ているではないかと。その中で既に朝神財産区、穂足財産区、浅尾原共有地組合、朝神の農協林管理会の関係でも既に契約をし、借地料ももらっているという中で、誰もそのことに反対して返すと言っている人はいないと、農協林の関係では各戸へも配分されたというようなことも聞いているという話をされました。朝神地区以外の人達は、これは賛成を得られてるのではないかと、そうでなければ合併前に契約を破棄、解約することもできたではないかと、言う人もかなりいたのも事実です。

委員への回答にはならないかもしれませんが、浅尾の状況については、 賛成派、反対派、中立という人もいるということで、その割合については 残念ながら、私は把握していない状況です。

< 委員 >

今の説明で大事な箇所で間違いがありましたので正させていただきます。 浅尾区では、この処分場について条件付き賛成というものをいったん答え として出して以降、いろんな事情が分かる中で心配する声が大きく上がっ てきました。そして、その条件付き賛成は、無効ではないかという意見も 出始めていました。浅尾区では毎年12月任期改選で1月からは新体制が スタートすることから、1月第2土曜日を定例の総会日と決めており、初 寄合と地元では表していますが、そこで毎年処分場問題についてどうする かを改めて議論すべきだという発言が住民の皆さんから出てきます。その 都度その時の役員は、この問題を議論として取り上げることによる混乱を 避けるためか、いろいろな言い方をしてこの問題を議題としないというこ とが何年も続いていました。その言い方の一つとして「裁判で係争中であ るからそれを議題とはできない」というものがありました。確かに数年そ ういう状況が続きましたが、昨年1月の定期総会において、改めてこの問 題の賛否を取るべきと、そのための臨時総会を開くべきということが、初 めて定期総会で決議されました。今説明のあった裁判中につきという従前 のものは、その時点で否定されました。そして、当然のごとく新体制の役 員が近々臨時総会を開くものと、区民はその日を待っていましたが、後に聞いたところでは、残念ながら役員の中で反対する皆さんが過半数を占めたということで、定期総会で決まった臨時総会開催が実現できなかった経過がございます。浅尾区は臨時総会の開催につきまして、その当時10組、現在は1組増えて11組になっていますが、その連絡員の中で協議をして開催を決めるというのが慣例でした。今回の臨時総会については、新たし増えた1組を含めて11組の組長の協議で、区長だけは参加しませんでもたが、9名の方は住民の過半数の要望があるのだから臨時総会を開くべきということで、先般の8日の臨時総会の開催になったということです。

それから、賃借権についての意見がありましたが、端から見るとなぜ反 対している人達が大勢いるのに賃貸借契約を結んだのかと非常に分かりに くい部分があるかと思いますけれども、4つの権利団体があり、権益者と して朝神財産区、あるいは合併により浅尾原財産区となった旧浅尾原共有 地組合、これらの運営は、その地域から選ばれたその当時は村議とそれか ら村議が定数に足りない場合にその地域の人からだれかを選ぶということ でなされています。契約に関することなど財産区の運営については、管理 会あるいはこの契約を結んだ時点で一部事務組合の浅尾原共有地組合は議 会を持っており議会で全ての議決がされております。権益者と言われるそ の地域に住む住民が、直接的にこのことに意見を言う、あるいは議論に参 加することは、議会、あるいは管理会があるので全くできません。管理会 あるいは議会議員の多数がこの契約を結ぶことに賛成をしたということで 契約が結ばれ、今日までそれが継続しているということが事実ですから、 一般によく言われる、片方で反対をしながら片方で賃貸料をもらっている などという解釈は全く当てはまらない。これは、議会制民主主義と言うか、 そういうことの中で進められていることなので、是非そのように理解をし てください。

< 委員 >

ありがとうございました。いずれにしても双方のそうした意見はあるようで、非常に分かりづらい点も出てきています。今まで聞いたことがないのですが、今話が出た賃借権関連で、明野処分場に関係して県は今まで地域振興事業や借地料等にいくら金を使ったんでしょうか。

< 森林環境部長 >

今二人の委員から浅尾地区ということにつき、多いか少ないかという話もありました。私共とすれば、区長の招集か否か、白紙委任状がどうかといったことで、いろんな方面からその正当性に疑問を呈する方も多いということです。また、県の説明会を拒否し、再度の説明会も妨害するというような人達が58人いるという認識を持っていまして、これが区の総意であるというような認識は持っておりません。

それから、借地の問題ですが、処分場の整備に当たっての一番基本的なことは、許可よりもまず土地の確保ということが大事だろうということで、用地の確保について、努力をしてきました。処分場用地については、平成12年5月に契約締結し、これまでに前払いも含めて約2億円を地元のそれぞれの財産区に支払っております。当該財産区では、これを一般会計に受け入れているということで、使途については私共は承知しておりません。

条件付き賛成や地区の同意という問題が議論になりますが、この土地の 問題については平成6年の地元合意と条件付き賛成ということがあったわ けで、各財産区は、住民の共有状態ということであったわけです。地権者として同意を得るということの条件の中に各地区の同意が前提であるということでそれぞれの地権者の同意を得ると、その地権者は、くどいよすが、地元の住民の皆さんが共有状態ということであったと思います。そういうことで、平成12年の5月、処分場用地として契約を結んだということです。私共とすれば、この財産区の土地を事業団に貸し付けていることです。私共とすれば、この財産区の土地を事業団に貸し付けていることです。朝神8地区の総意と、処分場に同意する旨の強い根拠になっているのではないかと思っています。その時の契約成立により、その後それを前提として、設計等が着実に成されてきたということです。

法的安定性を考えてみますと、5年経って白紙撤回、認めないというような話というのは、現在の民事法制という中でも認められないものではないかと考えています。したがって、現計画地の法的根拠といいますか、同意といったものについての基本的な考え方と、県がその同意を受けているという基本的なところはそういうところにもあるということです。

< 委員 >

ただ今の部長の話に少し異議があるので、地元の人間として発言させてもらいます。勘違いしてはいけないことですが、今から2年位前、天野知事の時代に事業団に対してなされた廃掃法に基づく設置許可は、同意は全く必要ないのです。法手続上、ただ地元の意見を聞くということがうたわれているだけですから、設置許可と同意の有無は関係ないということをしっかり承知をしておかなくてはいけないと思います。

それから、条件付き賛成で、従前から今日までそれは地域の同意として現存していると解釈しているようですが、浅尾地区に関する限り平成での確認書問題をもって無効が決議がされています。この部分が争点を切らって、私自身をでしている立場におけますので、私自身をでしたの理解ではないかと考えているとは明確に言ったので、私にもは、その条件付き賛成が曖昧なままに推移し、認識が違っています。なぜ今回浅尾区の皆が改めて臨時総会でこう決議をしています。なが、多件付き賛成が曖昧なままに推移しています。いる当業を行おうとする山梨県、事業団と地元、特に一番の地元とれる浅尾地区の認識の違いであり、条件付き賛成については、明野も同意は得られていないと、少なくとも過半数を占めていると私は理解しています。

<議長>

ただ今質問に対する情報提供をいただきましたが、私からも皆さん方にお伝えすべき事項があります。まず、私は、10年にわたってにとい問うにとれぞれの立場で議論をし、1日も早くこれが立地できるようにとからない。皆さん方にも努力をお願いしてきたところですが、少々分からられるとしては、この委員会で浅尾に決定がいまだしていないにもかかわらず、浅尾で反対、賛成というのはいかがなものかと。順序としては、3順序としては、3順序として前へいってもいいかと思うのですが、この委員会の決定というものにないがしろにされていると思います。検討委員会とすれば客観的にころにないがしるにされていると思います。検討委員会とすれば客観的にころにないがしるにされていると思います。

それから、皆さんに報告ですが、実は平成17年10月11日付で峡北地区最終処分場整備検討委員会会長小野修一殿で、私に要望書が来ています。浅尾の発展を考える会の会長の方からです。

(要望書の内容を説明)

< 委員 >

議長の進行で気になるのですが、浅尾からの要望があったという報告がありました今の人達は、浅尾の中でこの処分場建設を容認する人達というふうに理解をしていいかと思うのですが、確か反対する皆さんも議長の所へは何回か要望していると私は聞いています。しかし、今までこの委員会では一切そのことが発表されていませんが、今回どうしてなのでしょうか。

<議長>

それはもらっていますが、今浅尾の状況はどうかという質問がありましたから、その判断のための情報を提供したということです。

< 委員 >

今までいるいる議論を重ねてきて、いるいるな意味で最終局面に来ているということは、誰もみな肌身で感じるところと思います。今いろいろな議論を積み重ねているのを聞いていて考えたのですが、この峡北地区最終処分場整備検討委員会の役割、使命をもう一度考えてみたいと思います。

前の整備検討委員会で、去年の10月28日に、一言で言えば処分場は 明野地内へ造らなければならないという決議になっているはずです。その 10月28日を引き継いだ形で、私共は新たにこの最終処分場の整備検討 委員会をスタートしたわけです。そして、どのようにしたらより安全、安 心で、地域住民の不安を解消することができるかということの積み重ねを 今日までしてきたと思います。そのためには、客観的なデータが必要とか、 専門家の意見も必要とか、あるいは、現地へ入ってみようとか、それらは 全て明野町内へ造るという考え方の中でどうやったら理解を得られるか、 そしてまたどうやって、より安心、安全なものを造るかという積み重ねが 今日まであったわけで、その辺は、この整備検討委員会になってからの一 つの方向性であったはずだと思います。したがって、地元に仮にいろいろ な意味で不安があるならばどうやって解消できるか、あるいはまた問題や 課題があるならばどうやって克服していくかということが、一言で言えば、 私共検討委員会の大きな役割であるはずです。その積み重ねが、この整備 検討委員会だと承知しておるわけでして、是非そういう意味で議論を進め ていただければありがたいと思います。

<議長>

まさにそのとおりだと思います。

< 委員 >

今話がありました、常にこの委員会で議論になる昨年10月28日の件ですが、実は私ここへ議事録を用意していまして、2月25日、私共が初めて委員として参加した検討委員会の最終局面でそのことが議論されてまして、そこでの議長の発言内容もありますから少し読みます。処分場の適地調査に関しての私の発言ですが、「私は何故こだわるかというと、明野の中にそういう場所があるのであればいいということで、村民に話をして

きている。そういう適地がなければ明野の中では造らない可能性もあることを承知しながら話を進めてもらわないと、最初から明野へ造るというとで基準作りなどと言うと、まさしくそのための基準だという評価をされるので、私は、ここは的確にやっていただきたい」と話をしました。これに対し議長が「委員からは明野ありきでは困るという意見ですけれど、よりきということではなくて、明野にお願いをしていくということです。その中で明野で適した土地がないとすれば、ないという所へ造れと言われても造れないわけだから当然のことだと思う。」と発言し、この会は終わっています。その点も踏まえながらお願いします。

< 委員 >

私もその会場にいた一人ですが、明野村長の考え方はそうであったけれども、検討委員会の結論はそうでなかったということは、ここにいる多くの委員、出席者の報道を含めた事実だと思います。

<議長>

私の名前が出てきましたからコメントさせてください。この問題については、最終的には合併を控えて、その前に方向性を決めておかなければならないという思いの中から、旧明野村の中で是非ともお願いしたいというのが当時の結論であったと思います。それと同時にもう一つは、今日まで高議を重ねてきたのですが、私も聞くところによると明野の反対の方々は市長に対し、他所へ持って行けという文書を出したというような話も聞いてます。そうすると、最初から論議はしてきたけれど実際には明野はだめだと、だめを前提でこの会場へ臨んでいるのではないかと、思わざるを得ない状況です。知事に対する抗議文等を見ますと今言う点につながること大、ということです。

< 委員 >

議論が戻りますが、先程のことについては、議長の意見に対して委員から何も出ないで終わってますから、2月25日の時点では議長はじめこの会の認識はそういうことだと私は理解をして、その後の会議に臨んでいます。委員が言ったのは、3箇所へ浅尾を加えるかどうかの議論の時にやり取りがありましたが、それは後です。あくまでも比較表へ浅尾を載せるかどうかという議論の時に出た話であって、私が言っているのは、根本でそういう認識を持ちながら来たということです。

それから、この委員会でこれからの議論をするのに大変大事な部分ですが、この検討委員会は、あくまでもこの計画を進める上で、地元のるとの理解を尊重したい、理解を得て進めたいというのが共通認識であるととなるといる。実は3箇所加えて4箇所にするということを担て、後尾区の反対の意思が示されました。10月28日で、浅尾区の反対の意思が示されました。10月28日の文庫のでは、前半に平成6年の決議を尊重し浅尾地区の理解を行った時明議を受けてという内容、後段はそれがかなわなかった時明議になることを切望するという内容、後段はそれがかなわなかった時明議によめることを切望するというす。私達が今、10月28日の決議の意力を受けてということになります。、次議しているということになると、決議した文面の前提にれ、浅尾の理解が得られないことが明確になった事実をもって、浅尾の理解が得られないのではないかと私は考えています。

< 森林環境部長 >

昨年10月28日の議論ということです。浅尾区の理解を得てということも書いてあったと思いますが、現計画地について言えば、もう既に説解という以前に私共とすれば同意を受けているということです。先程説明しましたが、今回私共が住民説明会を行っていることについては、浅尾の検討状況、それから、山本県政、篠原村政になってからの取組の状況、表観性、透明性をもった検討委員会の進め方、さらに、施設の安全性、客観性、透明性をもった検討委員会の進め方、さらに、施設の金というは、大きを受ければならないということは分かりますが、浅尾の現計画地といるなければならないということは分かりますが、浅尾の現計画地といるなければならないということは分かりますが、浅尾の現計画地といるなければならないということは分かります。

< 委員 >

一点部長に聞きたいのですが、浅尾区が条件付き賛成をしたということはもちろん伝わっていますが、それをこの委員会に示す文書はありますか。文書として残っているものは、平成8年3月27日にその当時の区長が県へ提出した、条件を満たさないということをもって浅尾区は反対する、という内部文書として公開された文書と、今回提出された浅尾区の臨時総会の決定に基づく文書、私はその二つしかないのではないかと理解していますが、その点どうでしょうか。

<森林環境部長>

いわゆる同意をしたという公文書はないということですが、同意を前提として地域の要望は県の方へ出されています。それは当然のことながら処分場設置に関する浅尾地区の条件についてで、平成6年12月10日付けで自治会長が提出した文書が、県の方に残っています。これは、当然のことながらその総意として、条件付き賛成の条件というものを示してきたものですから、基本的にはその条件付き賛成を前提とした文書だということでご理解願いたいと思います。

< 委員 >

確かに、平成6年7月30日の臨時総会で、各戸1枚ずつのアンケートに基づきこの問題について一つの結論を出しました。条件付き賛成とした。何パーセントの方達がその意思表示をして、それを浅尾区の総意とした。その後条件を詰めて、平成6年12月に県へ出したと、これは国力による。ただし、条件の交渉で折り合いが付かない状況で、を初め一部の役員が、条件についてはもうこれでいい、と総会にかけまで記らずに県と契約してしまったということで起きたのが確認書問題です。確かに条件として出したのは、平成6年12月です。しかし、条件をするといということで一度浅尾は反対決議をしています。それが生きてると私は承知しています。

<議長>

ここで皆様方にお諮りをしたいのですが、先程来浅尾ありきで、浅尾ば

かりの論議をされていますけれども、その前に、4箇所の中から皆様方の 意見を聞きながら設置場所を特定して、その後にまたいろいろな議論をし たらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

< 委員 >

今議長が話したとおり、全くこの委員会が無視されたような意見ばかりです。先程話があったように、これをいかに進展させていくかということが委員会の重大な問題です。それなのに、以前はどうだとか、住民が納得しなければだめということばかり言っていても前へ進みません。

これまでに、様々な検討を行い、基準というものを設け、それを基とし て取り組んできたところですが、皆さんそれぞれの考えの中で、まず安全 で安心できる施設を造っていくことは一般的にも共通していることだと私 は思っています。新たな候補地について、専門家の調査から評価の結果を 見るに、候補地の一つである明野の2ですが、8月9日の現地視察でも確 認したとおり大変困難な問題があります。2への導入問題、搬入問題、ま た拡幅工事、資材置場、森林等の伐採問題、これらに関連して、施工期間 が長くなる。また、動力の問題、経費の問題、こういう点からすると大き なマイナス要因となっています。現計画地等において、最終的には経済性、 効率性に重点を置くべきだし、モデル的な第1号の処分場ということも考 慮すれば、将来的な地域振興の中でレクリエーション施設と複合できる、 跡地の利用が図られる現計画地が適当ではないかと考えています。また、 どの候補地も法規制がありますが、一般的に考えますと、新たな申請や一 部の許可期限の失効による申請と、また変更届などで対応可能な面では、 許可取得済みである現計画地の方が短期間にでき、比較的有利ではないか と私は考えています。

そんなことを前置きにして、新たな建設地の選考については、地元委員の意見を尊重して全国のに至るまず第1とと、全国的にも厳レンのは、数値のとしたこと、第1第2のなりリーニと、第1第2のなりはでは、数値の基準を設定したこと、第1第2のの適地を決定したこと、第1第2のの適地を決定したこと、第1第2のの意味がある。第1次ので概要調査を実施した。第1次の表達のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のでででは、第1次のででは、第1次のででは、第1次のででは、第1次のででは、第1次のででは、第1次のででは、第1次のででは、第1次のででは、第1次のでは、1分のでは、1分のでは、1分のでは、1分のでは、1分のでは

なお、地元の理解が得られたか否かは本委員会では判断すべき問題ではなく、これは県と整備事業団が考えるべき問題と思っています。私の意見としては、これ以上検討委員会で論議する必要はありません。

<議長>

それでは、順に皆さんに意見をいただきたいと思います。いかがですか。

< 委員 >

私も、先程の話のように、昨年10月28日の、前の整備検討委員会の

意向を踏まえて結論を出そうということで、縷々その手順を踏んで来たと、また県もいろいろ努力をしてきたということで、それらに対する努力については、それぞれ、私共も地元も理解をすべきと思います。

安心、安全はだれもが求めることで、その不安を持ちながら建設するの はあまり良くないので、議会とも相談する中で、議長と話をしたり委員と 相談をして、先般当方の議会も新潟のある施設を見学に行ってきました。 新潟はご存じのように大きな地震の被害を受けたが、そこは震度5以上で も一切被害がなかった。建物はまだ1年以内ですから、もし被害があった とすれば、建物へのクラックやそれを補修したような状況も見受けられる でしょうが、目で見た範囲ではそういうことがない、補修した跡もないと いう状況です。したがって、いろいろな遮水層についても被害がなかった と。ただ水の問題もいろいろ工夫をして、地元と相談をして、地元に情報 公開をし、また、インターネットで見る限りそういうものも情報公開して あり、たぶん基準以下の数値で推移しているということですから、そうい うことに対しても、県が今の最善の技術で建設しようということですので、 事業に取り組んでいる県の姿勢に対しそれをしっかり見極めていく。地元 としては、今後もどういうふうにして、本当に安全かどうかを見極めるよ うにしていく中でこの事業を進めるべきだと思っております。私の意見は、 現計画地が今の評価では一番適当だということですから、その方向に向か って進むべきだと思っています。以上です。

<議長>

続きまして、先程来の議論も踏まえまして、再度、委員さんご発言をいただきたいと思います。

< 委員 >

私は、今年2月から委員として出席をし、発言もしているところです。その間に、心配になって2点程質問をしたことがあります。それは、先程他の委員も言っていましたが、この委員会は後退させてはならないと、もうここまで来てるのだから前向きに進もうということを発言し、確認をされたと思っています。その上で、いよいよ適地という話で進んできました。その時に、もう1つ、現計画地を、つまり浅尾を含めた検討をしていくということも実は確認させてもらいました。

検討してきた内容については、聞くところによると明野の各戸へ配布されているのか、その内容につきましては、私の方も説明を受けているし、住民へもこの明野処分場の検討状況についてということで、各家庭にその結果がチラシで配布されているわけです。

候補地の選定に当たって大きな柱が3つあると思います。他の委員も言っていましたが、第一は安全性だと思います。次は経済性ということも考えなくてはいけないと思います。3番目には、実施の時期と期間の問題も山梨県の場合には非常に大事なことだろうと思っています。

そういう観点から、まず安全性については、はっきり言うと、小笠原も 浅尾もあまり変わりはないと思います。次に経済性については、現調査地 等を見せてもらいまして、小笠原の場所になると工事をする道路やその搬 入路は非常に大変なことになるとまず感じられました。そのためか、やは り経済性の所でその金額の差が出て、現計画地の方が安いということにな ります。先程、首長も言っておりましたが、本当に新潟の最終処分場に心 配になって行って来たのです。県の人達も耳が痛いことかも知れませんが、 経済性ということは、非常に大事なことと思います。今、5年半しかこの 埋立地に埋められないわけです。そしてその量も減らしてという計画です。 新潟の出雲崎は、量も多いし、期間も長いのですが、取扱量から収入を得 て、今大体トントンでやっているそうです。ところが、問題はこの処分地 が終わってその後の管理もして行かなければいけないことです。この採算 ということは非常に大事なことだし、あまり大きなことでやりますと本当 にすごい金利を払っていかなければならない。もっと言えば、今から山梨 県はどんどん造って行かなければならない状態の中で、経済性ということ は非常に大事なことです。私としては、この計画の中では低いところの場 所が良いということです。それから期間についてですが、工事車を搬入さ せる、道路を造っていく、というと、すぐに何年かかかってしまう。新潟 県に行きましたら、山梨県のごみも県としては断っていると。どうも聞い てみると受け入れてくれる所は、もう数県になってきたと思います。最終 処分場がどこも受け入れてくれなくなったら、本当に山梨県のごみ処理が 大変な問題です。一刻も早く決めなければならないということで、期間の 問題があると思います。

総合的な評価をした時に、私は現計画地が最適だと考えています。

<議長>

続きまして、いかがでしょうか。

< 委員 >

私はこの2月25日に検討委員に委嘱され、その後の検討委員会の協議、 また現地を視察した結果について意見を述べたいと思います。

何と言っても、先程話があったように、昨年の10月28日以降のことについて私達は検討すべきであろうということを重々承知しています。その中で、2月以降の検討委員会において旧明野村内に浅尾地区以外の適地があるかどうかを事業団にお願いして、明野全町地域を対象に選定基準を定め、調査の評価をしてもらいました。大学の先生の専門家の意見等も聞きながら絞り込みをしてきました。全国的にも、公共関与による処分場については、現状の整備状況、構造、また安全性、処分場の規模、排水基準等を見ると、山梨県が今整備しようとする最終処分場は、国の基準を上回る安全性に配慮して計画されています。

これらの経過から、地元の皆さんの意見、要望を十分に反映し活かされてきたと認識をしています。県に、現計画地である浅尾地区への将来の安全を、更に努力を行い推進していくことをお願いして私の意見とします。

<議長>

続きまして、ご意見がありましたらお願いします。

< 委員 >

各委員からの発言もありましたし、また、今までの整備検討委員会において、専門の先生方あるいはコンサルタントの報告を受ける中で、まず、処分場を設置する重要ポイントとして、地質、地盤の安定性があると考えられる。基礎がどうであるかが基本的なところで、設置される処分場の能力を最大限に活かすためには、安定した地盤が不可欠の要素であると思うわけです。こうした観点から、不均質な土石流堆積物が分布されている明野の7、8については、不等沈下の懸念があるという結果も出ており、安

全性からしても候補地からは外すべきと考えます。明野の2と現計画地は、どちらも火砕流の堆積物が分布されていて、地質は安定しているということ、それから、これまで水源などへの影響が問題になっていますが、遮水対策あるいは国の基準の10倍の厳しい基準での放出をするということ、さらに水道水源への配慮で、半径1キロ以内の地域を除外しているということも報告されています。また、放流先である正楽寺川や湯沢川の流量が多いという説明などから、水が汚染されるという可能性は考えられない。明野の2か現計画地かと言われますと、やはり現計画地と思います。明野の2の場合については、搬入路の整備などを考えますと大変な費用がかるということでこれは外すべきです。私は、現計画地で進めるべきと、見としては申し上げたいと思います。

<議長>

委員、再度コメントもらえますか。

< 委員 >

非常に、地元ということでコメントもしにくいところです。と言いますのも、反対する皆さんからも、容認する皆さんからもいろいろな意見をもらっています。そんなことで長くはコメントしたくはありませんが、今までの各委員の意見、そしてまた行政が今まで取り組んできた経緯を踏まえると、そしてなおかつ今回の調査で、今までの選定の方法というのはやはり一番丸の多い所ということで進んできたと思いますので、そういうことからすると現計画地ということになるかと考えます。

<議長>

引き続きましてお願いします。

< 委員 >

中村先生に少し聞きたいこともありましたが、既に候補地の絞り込みに入ってしまい、もうそういう流れですから今日のところは控えておきます。北杜市議会としての結論を言いたいと思います。北杜市議会では、いろいる意見があったのですが、議会としてのこの問題の解決に当た。いろの追見があったのですが、議会としてのこの問題の解決に当たの解決に当たの理解が得られなければ問題の解決はしているよいということです。そのことを踏まえながらいろいるな協議を貢ということです。地元の関定をこの検討ことはということです。地元ですからどこからに登むということです。地元ですからに表に関した記録してきるといろいろな思いの中で発言し、また更に解決に向けもうで進んで行かなくてはいけない、そういう思いの中で出した結論です。

<議長>

たびたびですが、発言をお願いします。

< 委員 >

私も、発言するときはいつでも前置きとして処分場を造らざるを得ないということです。私もメンバーですのでいささかどうかと思いますが、検討委員会の結論を尊重したいと思っています。どこに決まろうと、地元の

首長として今後も不安解消のために努力しなければならないし、また県等の対応もこれからもしっかりしなければならないとこんな決意です。

< 委員 >

先程少し簡単にということで言い落としました。前回、前々回の時に少し話をしましたが、安全対策検討委員会というもので検討した経緯があります。その中に、まず安全ということ、そして3つの要件が付されております。先程経済性の問題が非常に言われたのですが、確かに道路などは経済性を考えてもらうのですが、安全対策については経済性を抜きにしてもしっかり考えてもらうということを、条件の中で仕方がないだろうということです。そんなことでお願いします。

<議長>

多分先程の話は、それらの要素の中でこれを進めて行くことがよかろうということだろうと思います。私も今の意見と共通です。

ただ今、皆様方からそれぞれ候補地についての意見をいただきましたが、私はやはり明野の方々が心配なことは当然だろうと思いますし、ましてや私事で恐縮ですが下流の韮崎市にしても同じ思いです。したがって、場所の絞り込みについて、このまま何回重ねても結論が出づらいと。なぜかというと、やはりそこに心配があるからなかなか前へ進まないということだと思います。そうは言っても先程指摘がありましたように、自県内処理ということが常識になっておる昨今でもあります。

したがって、場所の選定については、今まで明野村の県への提言、つまりごみの減量化、あるいは事業系廃棄物についての企業責任、それらについても法的措置を県は講じてきたわけですし、それからまた、場所の選定等についても、客観的に、合理的に、科学的に、特に地元の委員からの要望は全て取り入れ、資料作りも進めてきたわけです。コンサルタントあるいは専門家の先生方の意見も聞き、全てそれらを委員会とすれば参考にし取り入れてきたところでもあります。しかしながら、やはり心配というものは、全てそれで解決はできないとも思いますが、これらの心配については、更に解消をお願いしたい。

肝心の4候補地の中からは、ただ今委員各位の意見は、ほとんどの方々があらゆる角度から検討した結果、今まで検討委員会で検討してきた内容から浅尾地区が最適である、ということで、場所の決定についてはそういうことでよろしいかどうかをお諮りします。

< 委員 >

異議なしの声

<委員>

ただ今議長の話の中に、この検討委員会が私の要望を全て汲んで進めて来ているとありましたが、私は全くそのように思っていません。確かに、適地基準を決める時に長野県の中信地区のデータと、和歌山県の紀南地域のデータというものがあり、参考にしたらどうかと提案し採用されました。私は、この委員会で決めた適地基準は、ただただその2つの委員会の良いとこ取りかという気がしています。その委員会が結論を出す際、どういう苦しみで協議し情報公開をしたかという所をしっかりと見てもらいたいという思いでそういう話をしました。残念ながら、情報公開一つ取ってもそ

うですが、議事録が公開されるわけではない、確かに傍聴はしていますが、一般の明野の皆さんによりこの検討委員会の皆さんの苦労している姿がわかる状況が一切表へは出ない。説明だけで、概要だけで終わってしまった。長野県の中信地区の場合は、検討委員会が33回行われました。そして、立地ルールが決まれば、該当する中信地区5箇所で、住民説明会、度には町村説明会を開いて、そこで出た意見を現実に汲み上げて、検討委員会に議論としてまた俎上に上げています。さらに候補地の絞り込みが行われる段階でも地元へ降ろし、町村へ降ろし、その声を反映させて結論をわれる段階でも地元へ降ろし、町村へ降ろし、その声を反映させて結論を集約しています。そういうことから、今議長が言った私の要望を全て汲んでということは、あくまでも議長の個人的見解であると思っています。

それから、今決定をしようとしていますが、この委員会が持ってる意義、 地元の理解をしっかり得られる決定をしていくということを是非理解をし てもらった上で決めてもらいたい。これは北杜市議会の総意です。その点 を軽視して決定されていくとすれば、私共が一番恐れております地域にと って最悪の事態が生じてしまうのかと、この間それを避けるためにいろい ろな手立てを尽くしてきましたが、もし決定されるとすれば大変残念です。

< 委員 >

新聞で見る限り、議会の協議会の決めた内容については、先程委員が言ったことで書いてあります。その後、議長が、理解が得られたかどうかの判断は整備検討委員会がするもの、また検討委員会が出した結論は尊重すべきと思うと見解を出しています。そのことについて委員にお聞きしたいと思います。

<議長>

それは、新聞で書かれています。まさしくそれが正しいと報道機関を信用しますので、そういうことでよろしいですか。水掛け論になる可能性がありますので、よろしいですか。天下のマスコミさんが書かれたことなので、我々はこれを信用していく以外ないと思います。

それでは場所の選定については、ただ今一人を除いてほとんどの方々が、現計画地がよろしいということです。なお、この委員会が若干したますと、この会の目的に建設がますから、私なりの解釈をさせてもらいますと、この会の目が、私村では地を決める、そしてまた地元合意形成ということがありますが、私村長この会に参加したいまして、どこに当たるかは別としていまがありますが、というものだからしていまして、があります。実際よく考えてみると、例えば合意形成にとをしてもいうにというに会がで地元と折衝し、このだから責任を持った回答ができというれても、我々設置者ではないのだから責任を持った回答がのことをでからいるはないのですから、当時は決まった所の首長にお願いするというけがないのですから、当時は決まった所の首長にお願いするというけがないのですから、当時は決まった所の首長にお願いするというは明を受けた記憶がありますので、申し添えさせていただきます。

それでは、建設予定地の候補地の選定については、現計画地ということ でお諮りします。よろしいですか。

< 委員 >

異議なし。

<議長>

それでは、計画地については、皆様方の意見を集約し、浅尾地区へお願いをするということで決定をいたします。

なお、私共峡北圏域の住民ですから、先程意見がありましたように安全性には十分に留意をしてもらい、これら地元の合意形成や設計等あらゆる面で配慮を県当局もしてもらいたいと思います。

以上で候補地の選定について終わります。「その他」の項について、県 当局で何かありましたらお願いします。

<環境整備課長>

<議長>

是非、その点については、十分に注意をお願いします。

< 委員 >

以前、予定地選定と計画は、施設のあり様それから内容について一体で考えるべきという話をした時に、後ほど施設の内容についてはこの委員会で協議をすると、その当時の課長が確か答えていたと承知していますが、これからこの委員会の中で処分場の内容についても議論をするのかどうかを確認したいのと、もう一点、検討委員会ももう回数は少ないと思うので、この検討委員会の法律的な位置付けについて教えてください。

<環境整備課長>

この整備検討委員会については、県に対し、建設候補地の諮問を受けて 答申をするという形式です。最終的には、知事が建設地を決定していくと いうことです。

< 委員 >

私は、山本知事から委員としての委嘱を受けていませんが、どなたか受けた方はいるのですか。

<環境整備課長>

今回のこの検討委員会については、若干異例ということになりますけれども、元々の検討委員会は、市町村長さん達がメンバーでした。そして、今回の場合には、合併により韮崎市長、北杜市長、それから小淵沢町長だけになってしまい、3人では議論も寂しいということがありましたので、各市町で議会関係、学識関係で一人ずつ出すということで、委員さん方に

はご就任いただいております。したがって、委員さんのおっしゃる正式な 委嘱状があるなしという話をすれば、委嘱状というものはありません。委 員会の中で了承いただいているということです。

< 委員 >

このことは、何も個人的感情で言っているのではなく、先般の北杜市議会の中でも議論として出たので、この委員会の性格を明確にしなくてはいけないと。今縷々、課長は答えていますが、私が質問しているのは、法的な位置付けの説明です。自治法のどこに書いてある委員会なのか、各町村の条例に基づく委員会なのか、どういうものでしょうか。

<環境整備課長>

これは、条例設置の審議会というものではありません。要綱による任意 の諮問機関ということです。

< 委員 >

先程言った諮問委員会ということは、いくら設置要綱を読んでも全くそんなことは書いてないから、それは全く違う。発言を取り消してもらいたい。そうすると、法的には全くこの委員会は位置付けがないということになるから、ここで議論されたことというのは法律的な効果ということは全くないと理解してよろしいか。

<環境整備課長>

法的な効果の有無ということですが、行政のことですので関係者の方々にお集まりをいただいて、意見を聞き、答えが出て、それを県が尊重するのか、別の回答を出すのか、それは県の判断ということです。法的な根拠ということであれば、そういう意味で言えば、法的に条例でやっているということではありません。

< 委員 >

そうすると、この委員会は法的裏付けのない、峡北地区の責任ある皆さ んの意見交換の場だったと理解してよろしいか。

<環境整備課長>

知事は、この峡北地区の整備検討委員会の答えを最大限尊重して決めて いくと言っております。

<議長>

委員よろしいですか。そういうことを言い始めると全て法律で縛っていかなければならないということがありますのでご理解ください。これ、いくらやっても。はい、別のことだそうですから発言をしてください。

< 委員 >

この設置要綱の中に幹事会が設置されております。確か私の記憶では2月16日に開かれて以降、一切この大事な協議が、幹事会で協議されていないのですが、前回の平成6年から行われた検討委員会では、常に幹事会で議論してその議論したものを検討委員会へ上げるという形で協議が進められ、答えが求められてきたと承知をしておりますが、今回は方法が変わ

ったのか、変わったとすれば何に基づいて変わったのか教えてください。

<環境整備課長>

幹事会は、各市町の課長、それから私達事務局で、事前に委員会に提出する資料を検討するということですが、そもそもこの処分場問題につき、幹事会レベルで事務的にするということではなく、委員会で濃密な議論をしていただくと、毎回何時間もやっていただいているわけですから、そういうことで進めた方がよかろうということで、幹事会の必要性が今回の中ではなかったということでご理解をいただきたいと思います。

< 委員 >

議長、大変重要な問題を県の事務局だけの考えでこの委員会の中へ全くかけずに私達が知らない間にそういう形で進んできたという事実だけを話して終わります。

<議長>

ここで、最後にお諮りしますが、今日の意思決定の結果については、会長に一任していただいて、文書を作成して、知事宛にこの結果を報告したいと思いますが、これに異議ありますか。

< 委員 >

異議なし。

<議長>

ありがとうございました。それでは、早速これらの処理について取り組んでいきたいと思います。

委員各位には、長時間にわたり慎重審議をいただき、本当にありがとう ございました。やっと委員会としての候補地の絞り込みができました。本 当に皆さん方の御協力に心から感謝を申し上げます。また、県当局におい ても、これら論議の内容を十分に斟酌し、安全、安心な施設にしてもらい たいことをお願いして、議長の任を解かさせていただきます。

ご協力、誠にありがとうございました。